6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kunihiko Oka Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the Contract: Construction works which is the waterway for incidental facilities at Hachitaro area, Kawaragi area, Port of Hachinohe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 16:00　6 March 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13:00　10 April 2018 (tenders brought with 13:00　10 April 2018 or submitted by mail: 13:00　10 April 2018)

⑹　Contact point for tender documentation: Toshinori Oohashi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 3―3―1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―8602 Japan. TEL 022―716―0013

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月9日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　岡　　邦彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第19号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　八戸港外港地区防波堤(第二中央)築造工事

⑶　工事場所　青森県八戸市八戸港港内

⑷　工事内容　構造物撤去工　1式、基礎工　1式、本体工　1式、被覆・根固工　1式、上部工　1式、消波工　1式、雑工　1式、付帯工　1式

⑸　工期　平成31年3月29日まで。

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

⑾　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。

⑿　本工事は、出来高に応じた部分払いを行う「出来高部分払方式」の工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒁　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。

⒂　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、契約締結後受注者の提案・協議により、起工測量、数量計算、出来形測量、検査及び工事完成図書及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

⒃　本工事に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成30年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること）。

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を950点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成14年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

1）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・同種工事は、防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事

2）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・同種工事は、防波堤工事において、捨石マウンドを築造した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年3月31日付け国港技第105号の2）第5第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間は工事着手日（予定日）から工事完成日までとする。

1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成14年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

・同種工事は、防波堤工事において、捨石マウンドを築造した工事

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。